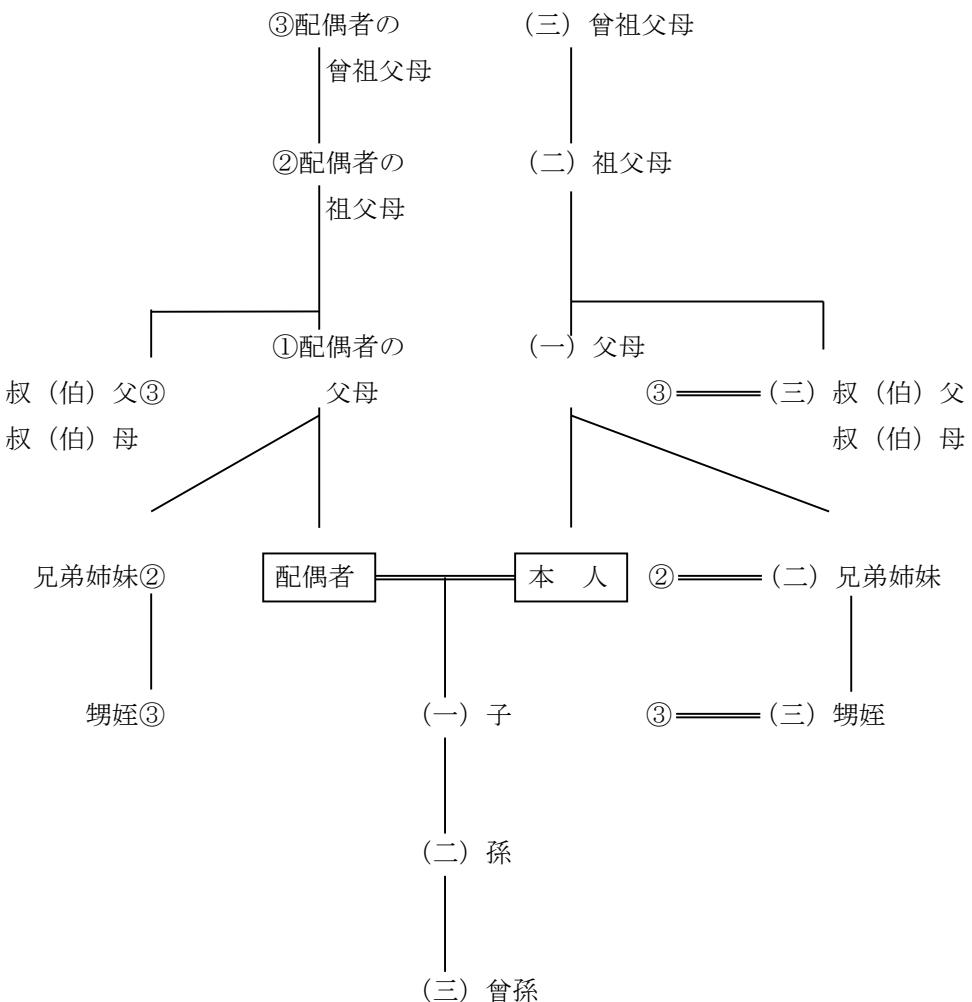


■三親等以内の親族の範囲

<特別利害関係（私立学校法施行規則第12条）>

一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものとして、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 当該者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該者の使用人
- (3) 当該者から受ける金銭その他財産によつて生計を維持している者
- (4) (2) 及び (3) に該当する者の配偶者
- (5) (1) ~ (3) までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者



(注) 血族 (一) ~ (三)
姻族 ① ~ ③